

## 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

### 1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、依然として多発している高齢者の消費者被害に対して、被害者になる危険性の高い高齢者の方への注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、5月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示していただきたく、お願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

### 2 掲出するちらし

「月次相談レポート」5月号 A4判1ページ(月刊)

### 3 スケジュール

・令和4年4月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 本田・若林・霜山

電話 045-671-2584 Fax 045-664-9533

## ちょっと待って! そのネット注文“定期購入”かも

「お試し」「初回限定〇%オフ」「解約可能」と  
お得感を強調したネット注文は、「注文確定」  
前に必ず以下の点を確認してください。

- 1回限りの購入ですか？
- 2回目からはいくらですか？
- 解約の方法は？



トラブル回避のため、最終確認画面のスクリーン  
ショットを残しておきましょう。

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

横浜市消費生活総合センター 検索